

社会保険庁の組織の在り方については、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終報告（平成 17 年 6 月）において、社会保険庁が運営してきた公的年金と政府管掌健康保険とを分離し、それぞれ新たな組織を平成 20 年秋に設置し、事業の運営を担わせることと方向付けられている。

社会保険業務の最適化について、政府管掌健康保険の公法人は、国とは切り離された全国単位の保険者として設立され、財政運営は都道府県を単位として「保険給付」、「保健事業」、「保険料設定」等の事務を実施するが、その業務・システムについても考慮しつつ、年金運営新組織が実施することとなる社会保険業務に係る業務・システムを対象とする。

また、厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において、年金運営新組織及び政府管掌健康保険公法人の発足に向けた業務改革の具体的在り方等についての議論が行われているところである。

こうした社会保険庁改革と「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」及び「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の方向性を踏まえ、社会保険業務・システムの最適化に当たっては、社会保険業務に係る業務・システムを見直し、①業務の効率化・合理化、②利用者の利便性の維持・向上、③安全性・信頼性の確保、④経費削減を基本理念として最適化に取り組む。

第 2 最適化の実施内容

社会保険業務・システムについて、次に掲げる最適化の取り組みを実施する。

基礎年金番号管理システム及び記録管理システムについて、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間に於いてオープン化を図る。年金給付システムについては、離婚時の年金分割等の年金制度改正による大規模修正が見込まれており、オープン化へ向けたシステム刷新を、年金制度改正によるシステム修正と同時に行うことは、システム開発に係る管理運営を行う為の体制及び二重開発に伴い生じるリスクの点から極めて困難であることから、今回の最適化に引き続く最適化の第二段階としてオープン化するための準備を進める。

最適化で実施する施策及び内部管理事務の効率化等の取り組みによって、年間延べ約 223 万人日分（試算値）の業務量の削減（年間延べ約 167 万人日分（試算値）の外部委託化を含む）を見込む一方、これらの削減した業務量の内、年間延べ約 68 万人日分（試算値）の業務量は、国民年金保険料収納対策等の強化すべき業務に振り当てる。

なお、この人員削減については、「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」として「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において了承されており、業務・システムの最適化及び内部管理事務の効率化等による業務処理の抜本的な見直しを行う期間を考慮し、計画期間を 7 年間としている。

また、情報システム経費については、システムのオープン化等により年間約 300 億円（試算値）の削減を見込む。

1. 業務・システム施策

(1) 社会保険業務における業務の集約化及び定型的な業務の外部委託拡大

社会保険事務所単位で実施している適用、徴収及び給付に係る届書の入力・審査・決定業務及び通知書等の印刷・交付業務については、これまで集約化効果の大きい業務から順次都道府県単位に集約を行ってきたが、さらに、集約対象業務を拡大するとともに、集約単位の広域化（都道府県を越えた業務の集約）を実現する。

また、これまで職員が実施してきた届書等の入力業務の外部委託の範囲を拡大するとともに、通知書の作成・交付及び編綴・保管等の業務を新たに外部委託する。これにより年間延べ約 55 万人日分（試算値）の業務量を削減する。なお、外部委託の拡大に伴う外部委託費の増加額として、年間約 55 億円（試算値）を見込む。

ア 集約対象業務の拡大と集約単位の広域化

処分権限及び事務処理単位の管轄に関して必要な見直しを行い、現在社会保険事務所において実施している業務のうち、対面を必要としない届書の郵送受付・審査・決定・入力・編綴・保管、通知書等の印刷・交付等の定型的業務については、都道府県を越えて広域的に事務処理を行う事務処理センター（以下「集約事務センター」という。）又は業務センターに集約し実施する（平成 21 年度より平成 23 年度にかけて順次実施）。

また、相談を必要としない被保険者、事業主及び市町村等からの届出及び報告については、原則、集約事務センターにおいて、直接受理するものとする。

なお、被保険者、受給権者及び事業主等との対面が必要な業務については引き続き社会保険事務所において実施する。

イ 届書処理に係る経過管理システムの整備

業務の集約化に当たっては、届書の処理状況等に関する被保険者や事業主等からの問い合わせに対応するため、社会保険事務所や年金電話相談センター（以下「コールセンター」という。）等においても処理状況を把握することが求められること、また、業務の外部委託化に伴う届書管理が必要不可欠となってくることから、届書処理に係る経過管理システムを導入する。これにより、届書を受理した社会保険事務所やコールセンター等において届書処理の状況を把握することが可能となると同時に、集約事務センター内においても届書管理を可能とすることにより、業務品質を確保する。また、届書処理期間に関する実績データを把握し、改善に向けた取り組みにも活用する（平成 21 年度の業務集約拡大開始の際に導入、平成 22 年度のシステム刷新において機能を拡充）。

ウ 届書入力業務の外部委託

これまで外部委託している適用に関する届書等の入力業務に加え、政府管掌健康保険の傷病手当金等の現金給付及び国民年金・厚生年金保険の年金給付の裁定請求書等の入力業務を外部委託する（平成 18 年度実施）。

エ 通知書の作成・交付及び編綴・保管業務の外部委託

これまで社会保険事務所を単位として職員が実施している通知書の作成・交付及び編綴・保管等の業務については、スケールメリットが見込まれることから、集約単位の広域化に合わせて外部に委託する（平成 21 年度より平成 23 年度にかけて順次実施）。

(2) 市場化テスト等による外部委託の拡大

社会保険庁改革の一環として、民間の創意工夫の活用等により国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を図るため、国民年金保険料の収納事業に関し、市場化テストを本格的に導入する。市場化テストに基づく事業の実施状況を見つつ、将来的には、全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を市場化テストの本格的導入又は外部委託の対象とする。

厚生年金保険等未適用事業所に対する適用促進事業について、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、段階的に全国の社会保険事務所で外部委託を実施する。

コールセンターについては、将来的には、国民・被保険者にとって望ましい総合コールセンター等を整備することとし、その上で、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、外部委託を実施する。

これらにより、年間延べ約 113 万人日分（試算値）の業務量を削減し、同等の業務を外部に委託する（平成 18 年度以降段階的に拡大）。

(3) 社会保険業務における業務処理の合理化

手作業処理のシステム化、既保有情報の活用、他公的機関とのデータ連携、届書等の電子媒体化及びデータ更新タイミングの見直しによる業務の迅速化等の業務合理化施策を実施する。これにより、年間延べ約 24 万人日分（試算値）の業務量の削減を見込む。

ア 手作業処理のシステム化

これまでシステム化されていなかった、以下の事項について、システム化を推進する。

これにより、年間延べ約 9 万人日分（試算値）の業務量の削減を見込む。

・保険料等にかかる調査決定決議書等の作成について、システムで保有している情報を